平成２２年（フ）第７８１号
大阪府高槻市萩之庄３丁目２番５号、商業登記簿上の本店所在地京都府亀岡市荒塚町２丁目４番17号
破産者　有限会社ベルウッドライフサービス
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５１０号
神戸市灘区宮山町３丁目３番29号
破産者　株式会社ラベルビィ
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２０６号
広島市東区上大須賀町９番31号
破産者　株式会社喜楽会館
1　決定年月日　平成23年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５２号
青森市佃１丁目９番21号
破産者　有限会社大盛商会
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１７号
青森県北津軽郡鶴田町大字横萢字八ツ橋２番地３
破産者　木村百合子
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２１年（フ）第１１６号
岩手県奥州市水沢区卸町４番地７
破産者　有限会社北都合板
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第２３１号
山形県長井市四ツ谷１丁目10番25号
破産者　有限会社左右田
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１９２号
山形県米沢市大字笹野4613番地の１
破産者　有限会社志賀ビル
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第４５３号
埼玉県比企郡吉見町大字中曽根403番地
破産者　株式会社大門
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第８７４号
東京都小金井市梶野町３丁目３番９号カミエダハイツ102号
破産者　株式会社サーボテクノス
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９４４号
埼玉県所沢市中新井１丁目806番地の18
破産者　山本　有志
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２２６５号
横浜市旭区善部町159番地10
破産者　有限会社ゴールドウェル
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第２０４号
石川県石川郡野々市町扇が丘162番地
破産者　株式会社王様の本
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２７６号
最後の住所　岐阜県山県市葛原4893番地１
破産者　被相続人亡田中弘之相続財産
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７号
岐阜県大垣市藤江町６丁目２番地
破産者　合資会社片山寛一商店
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１９０４号
京都府久世郡久御山町栄２丁目１番地の65
破産者　有限会社北村事務所
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

免責許可決定

平成２２年（フ）第３６１号
佐賀県佐賀市巨勢町大字修理田289番地　道崎団地
破産者　伊東　昭和
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４０号
佐賀県佐賀市神野西２丁目２番33―104号
破産者　河野真樹子
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５２号
佐賀県鳥栖市古野町160番地24、前住所佐賀市神野東３丁目12番26号
破産者　梶田　里江
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８３号
佐賀県佐賀市大和町大字尼寺3491番地４
破産者　坂井　直樹
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８７号
佐賀県佐賀市大和町大字梅野2304番地２
破産者　田中千枝子
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８８号
佐賀県佐賀市大和町大字梅野2304番地２
破産者　田中　弘道
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９９号
佐賀県小城市牛津町上砥川436番地３
破産者　池田　滝徳
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係